

評価基準

1 業務委託名

浜松発スタートアップ（ものづくり型・ディープテック型）創出事業業務委託

2 特定方法、評価委員会

浜松発スタートアップ（ものづくり型・ディープテック型）創出事業業務委託の企画提案書の特定に係る評価委員会（『浜松発スタートアップ（ものづくり型・ディープテック型）創出事業業務委託プロポーザル評価委員会』。以下「評価委員会」という。）で、企画提案書の特定を行う。

3 評価方法

(1) 企画提案資料と各事業者が行うプレゼンテーションに基づく、評価委員会の各評価委員の採点方式により評価する。

(2) 評価項目・評価事項及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
提案事業者の概要及び事業実施体制に関すること。 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施体制の妥当性 提案事業者及び業務責任者、担当者の経験及び能力 	<ul style="list-style-type: none"> 確実に業務を遂行できる体制が整っているか。 提案事業者及び業務責任者、担当者が起業家支援について、十分な業務経験及び能力を有しているか。 	20
業務内容及び実施、運営方法に関すること (70点)	ターゲット層へのリーチ	<ul style="list-style-type: none"> 「ものづくり型」、「ディープテック型」スタートアップ起業家層へアプローチできるネットワークがあるか。 	30
	プログラムの適切性	<ul style="list-style-type: none"> 採択者間の交流が促進するための工夫はあるか。 浜松市への定着に繋がる内容として適切か。 	20
	地域企業との連携方法	<ul style="list-style-type: none"> 地域企業及び地域のキーパーソンとのネットワークを持っているか。 連携方法に実現可能性があるか。 	20
事業実施スケジュールに関する評価 (5点)	スケジュールの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に適した全体スケジュールが提示されているか。 	5
その他 (5点)	社会貢献活動等に係る認証等の有無	企画提案書の提出期限日時で次に掲げる認証等を保有しているか。 <ul style="list-style-type: none"> 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 浜松市消防団協力事業所の認定 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 健康経営優良法人の認定（経済産業省） 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 浜松市企業のCSR活動表彰（注1） 	5
			100

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外）

4 評価項目ごとの評価の目安

評価項目ごとの採点は、5点満点、10点満点または20点満点のいずれかとし、原則として、下表の選定評価基準により行う。

<選定評価基準>

配点	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
5点	5	4	3	2	1
10点	10	8	6	4	2
20点	20	16	12	8	4
30点	30	24	18	12	6

なお、「社会貢献活動等に係る認証等の有無」に関する項目については、上表によらず、次のとおり採点する。

- ・4項目以上取得：5点、2～3項目取得：3点、1項目取得：1点

5 提案者の順位決定方法

- (1) 評価点の満点は500点とする。(評価委員1人あたりの点数100点×評価委員5人)
- (2) 評価委員の合計点の平均が60点以上であることを第1次審査通過及び第2次審査における受託候補者特定の最低条件とする。
- (3) 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、第2次審査における各評価委員の採点の平均点が最も高い者を受託候補者とする。
- (4) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ① 評価項目「ターゲット層へのリーチ」の各評価委員の採点の平均点が高い者を上位とする。
 - ② ①も同点の場合は、評価項目「プログラムの適切性」の各評価委員の採点の平均点が高い者を上位とする。